

2025年4月

受益者の皆様へ

野村アセットマネジメント株式会社

**野村中国債券ファンド（毎月分配型）
野村中国債券ファンド（年2回決算型）
信託終了（繰上償還）に関する書面決議手続きのお知らせ**

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引立てを賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「野村中国債券ファンド（毎月分配型）」および「野村中国債券ファンド（年2回決算型）」（以下「各ファンド」といいます。また、それぞれ「毎月分配型」、「年2回決算型」という場合があります。）につきまして、下記の通り信託を終了（繰上償還）すること（以下「繰上償還」といいます。）を、各ファンドそれぞれの受益者の皆様に対して、ご提案いたします。

各ファンドは運用資産額が低水準で推移しており、このような状況が継続した場合、本来の運用目標を達成することが困難になっていくと判断されることから、繰上償還をご提案することといたしました。

各ファンドの繰上償還（以下「各ファンドの議案」といいます。）につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の規定に基づき、各ファンドそれぞれにおいて、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。なお、各ファンドの議案は互いに独立しており、書面決議の結果、否決されたファンドについては繰上償還いたしません。

このお知らせは、投信法^{a)}の規定に基づき、各ファンドの議案に関する議決権を行使できる受益者の皆様にお送りしております。当書面および別紙の「書面決議参考書類」をお読みいただき、各ファンドの議案の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」の記載内容にしたがいご記入のうえ、返信していただきますようお願い申し上げます。

なお、議決権行使をされない受益者の方は、各ファンドの投資信託約款^{b)}（以下「約款」といいます。）の規定により、各ファンドの議案について賛成するものとみなされます。したがって、各ファンドの議案に賛成の方は議決権行使書面を返信していただく必要はありません。

a)：投信法第17条第2項および第20条第1項

b)：約款第37条第3項

謹白

<記>

1. 繰上償還の提案の理由

各ファンドにつきましては、約款^{c)}において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときは、後述の書面決議の成立（各ファンドの議案の可決）をもって、受託会社と合意のうえ、繰上償還させることができると規定しています。

現状、各ファンドそれぞれの受益権の口数は30億口を下回る状態が継続し（2025年1月末日現在の受益権の口数は「毎月分配型」が約2.1億口、「年2回決算型」が約2.2億口）、今後、このような受益権の口数の状態と運用資産額が継続した場合、本来の運用目標を達成することが困難になっていくと判断されることから、繰上償還に関する書面決議の手続きをとることといたしました。

c)：約款第37条

2. 書面決議の流れ

(1) 手続きおよび日程について

① 書面決議に係る受益者確定日	2025年3月11日（火）
② 書面決議に係る議決権行使期限	2025年4月28日（月）（必着）
③ 書面決議の日	2025年4月30日（水）
④ ご提案する繰上償還予定日	2025年7月31日（木）

※各ファンドの繰上償還に関するお知らせを、電子公告の方法により、次のアドレス（弊社ホームページ上）に2025年3月10日（月）に掲載しております。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

各ファンドの議案の議決権を行使できる受益者の方は、2025年3月11日（火）現在の各ファンドの受益者です。該当する受益者の方は、各ファンドの議案に対して書面をもって議決権を行使することができます。書面決議に係る議決権行使期限は、2025年4月28日（月）（必着）です。

※2025年3月10日（月）以降のお申込みにより取得された受益権および2025年3月7日（金）以前のお申込みにより換金（解約）された受益権については、各ファンドの議案に関する議決権はございません。

なお、議決権行使をされない受益者の方は、各ファンドの約款^{d)}の規定により、各ファンドの議案について賛成するものとみなされます（議決権行使書面の指定された欄に賛否の表示がない場合や上記②の議決権行使期限までに書面が到着しない場合も同様に各ファンドの議案について賛成するものとみなされます）。したがって、各ファンドの議案に賛成の方は議決権行使書面を返信していただく必要はありません。

d)：約款第37条第3項

(2) 書面決議の結果

(i) 各ファンドの議案が可決された場合

（各ファンドそれぞれにおいて、賛成する受益者の方（賛成とみなされた受益者の方を含みます。以下同じ。）の受益権の合計口数が、上記①の受益者確定日現在の各ファンドの受益権の総口数の3分の2以上となった場合）

各ファンドは、2025年7月31日（木）に繰上償還いたします。

償還価額は、2025年7月31日（木）に算出されます。

なお、償還金の支払いは、2025年8月1日（金）からを予定しております。

（ii）各ファンドの議案が否決された場合

（各ファンドそれぞれにおいて、賛成する受益者の方の受益権の合計口数が、上記①の受益者確定日現在の当該ファンドの受益権の総口数の3分の2未満となった場合）

当該ファンドは繰上償還いたしません。

※上記のいずれの場合も、書面決議終了後、速やかに弊社ホームページ等にてお知らせいたします。

- （注1）議決権行使書面の記入内容に不備等がある場合には、無効となる場合がありますのでご注意ください。議決権行使に際しては、議決権行使書面の「ご注意事項」をよくお読みください。
- （注2）書面決議にかかる議決権行使に際して、弊社は取得した受益者の個人情報（氏名、ご住所、お電話番号および受益権口数等）を取扱販売会社と共有する場合がありますことをご了承くださいますようお願い申し上げます。なお、取得した受益者の個人情報は、当書面に記載された手続き以外の目的には利用いたしません。
- （注3）原則として、受益権を統一しないで行使することはできません。ただし、他人のために受益権を有する者である場合には、受益権を統一しないで行使することができます。その際には、2025年4月25日（金）午後3時までに取扱販売会社に対して賛否の受益権口数および受益権を統一しないで行使する理由をお知らせください。
- （注4）同一の議案につきまして、受益者が重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、重複して議決権を行使されたファンドに関する議決権はすべて無効とさせていただきます。
- （注5）各ファンドの議案の可決または否決の判断は、それぞれのファンドにおいてなされます。したがって、書面決議の結果、否決されたファンドについては繰上償還いたしません。

（3）書面決議後の手続きについて

各ファンドの議案が可決され、繰上償還が決定した場合でも、繰上償還までの期間、取扱販売会社においては、書面決議前と同様に、通常通り換金（解約）のお申込みをお受けいたします。

各ファンドは、受益者の方が換金（解約）のお申込みを行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることによりお申込みに応じ、公正な価格により当該受益者の方に対して解約代金が支払われます。

そのため、各ファンドは投信法^{e)}に定める委託者指図型投資信託に該当し、各ファンドの議案に反対された受益者の方が受託会社に対して投信法^{f)}に定める受益権の買取請求を行なうことはできません。

e)：投信法第18条第2項

f)：投信法第18条第1項

<各ファンドの繰上償還等に関するお問い合わせ先>

野村アセットマネジメント株式会社（電話受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

サポートダイヤル 0120-753104

以上